

県民の方のご意見（要旨）とお返事

いただいたご意見を、「和歌山県民の歯と口腔の健康づくり条例」の条文別にかけて、次のページから、条文毎にご意見（要旨）とお返事を掲載いたしました。

第1条	目的	6件
第2条	定義	1件
第3条	基本理念	2件
第4条	県の責務	7件
第5条	市町村への支援	28件
第6条	県民の役割	39件
第7条	教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者の役割	32件
第8条	事業者及び医療保険者の役割	13件
第9条	基本的施策の実施	39件
第10条	歯と口腔の健康づくりに関する計画の策定	2件
第11条	歯科保健等の実態調査	1件
第12条	いい歯の日及びいい歯の月間	2件
第13条	財政上の措置	0件
	団体のご意見など	4件

条例案検討会では、いただいたご意見をもとに、あらましの条文化の検討を重ねました。ご意見を反映した主な点は次のような点です。

新たに第2条として明確な定義規定を設ける。第3条の基本理念の表現を「県内どこでも」に改める。第4条の県の責務、第5条の市町村への支援の表現についてご意見を踏まえて、より具体的なものに直す。第6条の県民の役割については、未成年者、子どもについての規定を整える。第7条の教育関係者の役割に未成年者の検診後の治療経過の把握の規定を加える。第8条の事業者の役割に従業員の歯磨き環境の整備の規定を加える。第9条の県の基本的施策については、第8条までの規定に対応して、12に及ぶ詳細な施策を規定する。第10条の歯と口腔の健康づくりに関する計画については実効性を高めるための見直しの規定を加える。第11条の歯科保健の実態調査については、おおむね5年ごとに必要な調査を行い、適切に実態を把握するように規定しました。

県民の方のご意見(要旨)とお返事

【第1条:目的】

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
1	和歌山県の条例案、あらまし、イメージに関して拝見しましたが、きれいに整理されているという印象でした。	条例の趣旨をご理解いただき、感謝します。この条例によって、県民の歯と口腔の健康づくりを一層推進していきたいと考えております。
2	歯・口腔の医療が効果的に実践されれば、県民の利益につながることは勿論、医療費の有効利用にもつながるといえます。本条例は、大変有意義な条例であると考えます。	予防と初期の治療が医療費の適正化に役立ちます。この条例においても、予防や歯科疾患の早期発見のための情報提供、体制づくりに特に力を入れています。
3	国民が健康で質の高い生活を営む上での口腔の健康を、国、歯科医師及び保健関連施設等の有機的連携を法的に関係づける一連の行為は、最終的に国民全般の保健の向上に寄与する上で大切な事と存じます。	この条例においても、保健医療、教育、福祉の関係者や県民の方々との連携のもとで、国、県、市町村がそれぞれの立場で役割を分担しながら、計画的に施策を展開していくことを大きな柱としています。
4	この条例に賛成します。	条例の趣旨をご理解いただき、感謝します。これからも、皆様方のご協力をいただき、県民の歯と口腔の健康づくりの充実強化が図れるよう努めてまいります。
5	歯は健康的な食生活を送る上で重要であり、いい歯の維持が重要であることを広く県民に普及させることは良いことだと思う。	歯科保健等の実態調査の結果の公表をはじめ、歯と口腔の健康づくりを推進するための情報の提供など、県民の方々への広報を重視した条例になっています。
6	歯と口腔の健康づくり条例により、県民のみなさんに口の中のことについて、興味をもってもらい、それによって健康維持につながることにできれば、すごくすばらしいことだと思います。	この条例のねらいは、まさにその点にあります。県民の方々が自ら主体的に歯と口腔の健康づくりを実践していただくことが、最も重要なことと考えています。

【第2条:定義】

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
1	<p>条文の並べ順について 目的で、「県(の責務)→県民、教育関係者、保健医療関係者～(略)」とあるならば、後ろに続く、責務・役割の出でくる順序は、「県→県民→教育関係者(以下略)」となると思います。 地球温暖化防止条例とかだと、県→県民→その他の順番です。</p> <p>定義規定について あった方が良さそうな気がします。(ない都道府県の方が多いいみたいですが…)</p> <p>「歯と口腔の健康づくり」がわかりやすく言うとなんのか、とか。 諸々の「関係者」とは、どんな人を指すのか、とか。 「フッ化物洗口」とは何か、とか</p>	<p>いただいたご意見にしたがって、条文の並び順については、目的規定(第1条)の並びに合わせて、県の責務(第4条)、県民の役割(第6条)、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者の役割(第7条)、事業者及び医療保険者の役割(第8条)といたしました。</p> <p>また、定義規定については、第2条に設けることとし、歯と口腔の健康づくり、医療保険者、虐待を受けた子どもについての定義を規定しました。</p>

【第3条:基本理念】

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
1	「住み慣れた地域において」は削除した方がよいのではないか。 新しく入って来られた方に対しても環境を整備していく条例であるから。	いただいたご意見をもとに検討した結果、本県に新しく転入された方に対して「住み慣れた地域において」という表現は適切でないことから、条例では「県内どこでも」に改めました。
2	もっと早く歯についてのとりくみをしてくれたらよかったかもしれない。	この条例の制定は、和歌山県は、全国23番目となりました。いただいたご意見を真摯に受け止め、これからの議員提案政策条例づくりに反映させたいと思います。

【第4条: 県の責務】

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
1	<p>県では節目検診を推奨しているが、県民に周知徹底してほしいと思う。 対象年齢も30代も含めてはどうかと思う。 現時点では、市町村、福祉関係者、歯科従事者との連携体制が不十分だと思うので、早急な連携体制の構築を希望する。</p>	<p>この条例では、歯科を含む節目検診について具体的に規定していませんが、第8条において「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者や医療保険者の役割として規定し、第9条において「市町村、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者との連携体制の構築」を県の基本的施策として規定しました。これらによって、むし歯や歯周病を防ぐことができると考えています。</p>
2	<p>厳しい財政事情だとは思いますが、必要な補助金は、きっちりと計画的に支給していただきたいと思います。</p>	<p>施策の推進のために、この条例では第13条に財政上の措置を講ずるよう努めることを規定しました。</p>
3	<p>幼児期、学童期(4才以上の子供)に対するフッ化物の使用推進、1才半、3才児検診におけるカリエスリスク検査等は必要不可欠ではないでしょうか。 子供に対する施策が“関係者の役割”“県民の役割”には入っていますが、“県の責務”にも入れるべきです。</p>	<p>カリエスリスク検査については具体的に規定していませんが、「フッ化物洗口等効果的なむし歯予防対策の推進」と「虐待を受けた子どもに対する歯と口腔の保健医療サービスの確保」を、県の基本的施策として、第9条に規定しました。</p>
4	<p>県と歯科医療施設が連携協力し、県民の皆さんの口腔の健康を維持・向上するという取組はとても大切な事だと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、この条例では、県と関係者の連携によって、県民の方々の歯と口腔の健康づくりの環境整備を行っていくことを重視しています。</p>
5	<p>歯科医師にもそして県民・行政にも何が大事で何をすべきかはっきりしたことは良いことだと思います。 制定されたあかつきには、この条例を継続的に実行していくことが大事だと思います。</p>	<p>歯と口腔の健康づくりに関する計画の策定、歯科保健等の実態調査を行うこと、計画や調査結果を県民の方々に公表することを第10条と第11条に規定しました。この仕組みによって、条例内容の継続的な実施を確保していきたいと考えています。</p>
6	<p>その全身の健康の入口になるのが、「歯と口の健康」であるということに改めて目を向けるという意味で、今回の条例制定は、意義深いものと考えます。 具体的な施策をどんどん挙げられ、その必要性をしっかりと説明し、県民の幸福のために、強力に実行させることを期待しています。</p>	<p>ご意見のとおり、歯と口腔の健康づくりは、全身の健康づくりに重要な役割を果たしています。この条例に基づく具体的な施策については、担当部局の熱意と創意工夫ある展開を期待していきたいと思っています。</p>
7	<p>条例のあらましを見せていただきましたが、理念条例であるようなので、条文化されるまで法制的には何も言えないような気がします。 県の責務として「本県の特性に応じた」とのことなので、高齢者の定期的な歯科検診を行えばいい</p>	<p>この条例では、歯と口腔の健康づくりの推進についての基本理念を定めるとともに、条文は、できるかぎり具体的に規定するように努めました。また、本県は高齢化の進んだ県ですので、「高齢者の口腔機能の維持向上のための施策の推進」を県の基本的施策として、第9条に規定しました。</p>

【第5条:市町村への支援】

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
1	<p>歯の大切さはよくわかります。79才の高齢です。市町村からの支援があれば、と思っています。何でも早期予防が大切と考えております。</p>	<p>歯を大切にして、早期発見・早期治療で80歳で20本以上の自分の歯を保つこと(8020運動)を、多くの県民の方々に達成していただきたいと思っております。この条例では、市町村が住民の方に行う支援については規定していませんが、県は「市町村の求めに応じて、専門的かつ技術的な助言及び情報の提供その他必要な支援を行う」こととしています。</p>
2	<p>「〇〇市町村は、県と連携・協力していく責務を有するものとする」とすべきではないかと思う。 内容はさることながら、「定期的に歯科検診を受けること」という項を作った方がよいのではないかと。 「歯科医療業務者の責任」と一般の人たちにもわかるよう明示した方がよいと思う。 いわき市では、口腔保健センターがあり、中に休日急患センターがあり、被害をほとんど受けず、支援センターの機能も果たしております。 和歌山県下では、ほとんど普及していませんので、各市町村にすぐには無理でも旧郡市町村に設置するように明文化していただきたい。</p>	<p>この条例では、検診受診についての義務規定、歯科医療業務者の責任規定は、条例になじまないものとして規定しませんでした。また、口腔保健支援センターについての規定は定めていませんが、本県の特性に応じた歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の実施を県の責務として第4条に規定しています。 なお、県と市町村は対等の関係にあり、市町村の責務や役割については、それぞれの市町村が条例等に規定すべきものであって、県の条例で包括的に定めることは適切ではないと考えています。</p>
3	<p>現在、乳幼児歯科検診は、1歳6ヶ月児と3歳6ヶ月児において実施されておりますが、う歯の罹患率において平成22年度的那智勝浦町では、1歳6ヶ月児で3.5%、3歳6ヶ月児で29.1%である。 このように、1歳6ヶ月から3歳6ヶ月の間に、う歯が8倍にも増加する事を考えると、2歳6ヶ月児において歯科検診を実施されるは如何でしょうか。</p>	<p>この条例では、幼児期の歯科検診をはじめとする歯科を含む検診について具体的に規定していませんが、ご意見のような、子ども達のおし歯及び歯周病の予防や早期治療は、この条例においても重視しているところです。 子ども達等未成年者のおし歯及び歯周病の予防を第6条で県民の役割として規定するとともに、歯と口腔の健康づくりを第7条で保健医療関係者の役割に規定しました。 なお、いただいたご意見のうち、検診の実施方法に関する部分については、県の関係部局にお伝えいたします。</p>
4	<p>中学校卒業後も少なくとも年1回、歯医者に行き検診をするという形を作るのがいいと思います。 そのためには、検診料を市町村が、全額もしくは半額補助してくれると、行きやすいと思います。</p>	<p>この条例では、歯科を含む検診について具体的に規定していませんが、ご意見のような、子ども達のおし歯及び歯周病の予防や早期治療は、この条例においても重視しているところです。 子ども達等未成年者のおし歯及び歯周病の予防を第6条で県民の役割として規定するとともに、第7条で教育関係者の役割にも規定しました。 なお、いただいたご意見のうち、歯科検診料の補助という具体的な施策に関する部分については、県の関係部局にお伝えいたします。</p>
5	<p>「和歌山県歯と口腔の健康づくり条例」の条文の中にも、市町村が責任を持って、市町村民の歯と口腔の健康を守っていくという、堅い決意を盛り込んでいただけたら、と思っています。どうでしょうか？</p>	<p>市町村の責務や役割については、それぞれの市町村が条例等に規定すべきものであって、県の条例で包括的に定めることは適切ではないと考えています。</p>

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
6	<p>歯周病対策の推進に関するのですが、各市町村によって、取り組みに差があります。</p> <p>例えば、田辺市は各年代別に歯周疾患検診表を個人宛てに郵送しておりますが、白浜町は申込者のみとなっております。</p> <p>県民間に不平等が生ずるような気がします。できれば、早急に改正していただきたいと思えます。</p>	<p>この条例では、歯科を含む検診について具体的に規定していませんが、第8条において「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者や医療保険者の役割として規定し、第9条において「市町村、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者との連携体制の構築」を県の基本的施策として規定しました。これらによって、むし歯や歯周病を防ぐことができると考えています。</p> <p>なお、いただいたご意見のうち、検診の実施方法に関する部分は、県の関係部局にお伝えいたします。</p>
7	<p>小学生あるいは中学生の治療費の無料化を実施することによって歯科治療を受けやすくなり、早期の治療・予防的な指導などから口腔の健康への意識づけが若いうちから得られて、将来につながっていく。</p>	<p>小中学生等未成年者の「むし歯及び歯周病の予防」については、条例第6条第2項で県民の役割に規定したほか、条例第7条第2項で教育関係者の役割としても規定し、連携して取り組んでいくこととしています。</p> <p>なお、いただいたご意見のうち、歯科治療費の負担という具体的な施策に関する部分については、県の関係部局にお伝えいたします。</p>
8	<p>成人検診時や妊婦検診時、岩出市の場合は、共に歯科医による検診や歯科医院での無料の検診があるにもかかわらず、紀の川市においては、そのサービスが無。</p>	<p>この条例では、歯科を含む成人検診や妊婦検診について具体的に規定していませんが、第8条において「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者や医療保険者の役割として規定し、第9条において「市町村、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者との連携体制の構築」を県の基本的施策として規定しました。これらによって、むし歯や歯周病を防ぐことができると考えています。</p> <p>なお、いただいたご意見のうち、検診の実施方法に関する部分は、県の関係部局にお伝えいたします。</p>
9	<p>口腔機能教室及び歯科医院での検診を義務化すれば改善できるのではないのでしょうか。</p>	<p>条例によって、口腔機能教室や検診の義務化を行うことは難しいと考えています。県民の方々が主体的かつ自主的に、歯と口腔の健康づくりに取り組んでいただくとともに、県の責務と関係者の役割を明記し、施策を総合的かつ計画的に推進していくことが、この条例のねらいです。</p>
10	<p>各市町村が積極的に取り組むことを促すために、市町村ごとの歯科に係る医療費や保険料を11月に公表してみてもいかがでしょうか。</p>	<p>予防と初期の治療が医療費や保険料負担の抑制に役立ちます。この条例においても、予防や歯科疾患の早期発見のための情報提供、体制づくりに特に力を入れています。</p> <p>なお、いただいたご意見のうち、具体的施策に関する部分は、県の関係部局にお伝えいたします。</p>
11	<p>節目検診受診券が送られてくるが、なかなか受診できないと聞きます。</p> <p>一人でも多くの人が受診できる方法はないか、考えてほしい。</p>	<p>この条例では、歯科を含む節目検診について具体的に規定していませんが、第8条において「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者や医療保険者の役割として規定し、第9条において「市町村、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者との連携体制の構築」を県の基本的施策として規定しました。これらによって、むし歯や歯周病を防ぐことができると考えています。</p> <p>なお、いただいたご意見のうち、検診の実施方法に関する部分は、県の関係部局にお伝えいたします。</p>

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
12	<p>市町村との連携、協力等のところは、法律にもあるように「施策を実施する責務を有するものとする。」と少し強い言葉にしていたきたい。</p> <p>また、口腔保健支援センターについても言及していただきたく思います。</p>	<p>この条例では、具体的な施策実施機関として口腔保健支援センターについては規定していませんが、県民の歯と口腔の健康づくりについて、第3条に基本理念を定め、第4条に県の責務として市町村、県民、関係者との役割分担と連携のもとで、施策を実施することを規定しています。また、市町村への県の支援を規定するなど、施策の実施について包括的かつ具体的に規定しています。</p> <p>なお、市町村の役割についてですが、県と市町村は対等の関係にあり、市町村の責務や役割については、それぞれの市町村が条例等に規定すべきものであると考えています。</p>
13	<p>節目検診を実施していますが、対象年齢を20才からにしてほしいです。</p> <p>若いうちから定期検診などを積極的にしていれば、歯の治療・ケアをきちんとでき、自分の歯を長く綺麗に保つことができると思います。</p> <p>節目検診ですが、10年ごとではなく、5年ごとに実施してはどうですか。</p>	<p>この条例では、歯科を含む節目検診について具体的に規定していませんが、第8条において「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者や医療保険者の役割として規定し、第9条において「市町村、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者との連携体制の構築」を県の基本的施策として規定しました。これらによって、むし歯や歯周病を防ぐことができると考えています。</p> <p>なお、いただいたご意見のうち、検診の実施方法に関する部分は、県の関係部局にお伝えいたします。</p>
14	<p>基本的な歯科保健事業の実施については、住民に身近な市町村が担うこととされており、条例のあらまでは、市町村の義務や、役割がふれられていない。医療関係者や県民、事業所に役割を記載しており、市町村の役割も記載すべきと考えます。</p> <p>「口腔保健支援センター」を設置して情報提供や、研修の実施や、その他の支援を行う必要がある</p> <p>歯科保健の充実、特にフッ化物洗口の推進は所得による健康格差をなくす意味でも大きな意義があります。</p>	<p>この条例では、具体的な施策実施機関として口腔保健支援センターについては規定していませんが、県民の歯と口腔の健康づくりについて、第3条に基本理念を定め、第4条に県の責務として市町村、県民、関係者との役割分担と連携のもとで、施策を実施することを規定しています。また、市町村への県の支援を規定するなど、施策の実施について包括的かつ具体的に規定しています。</p> <p>なお、市町村の役割についてですが、県と市町村は対等の関係にあり、市町村の責務や役割については、それぞれの市町村が条例等に規定すべきものであると考えています。</p> <p>また、フッ化物洗口については、「フッ化物洗口等効果的なむし歯予防対策の推進」を、県の基本的施策に規定するとともに、条例第7条第2項において、教育関係者の役割として、家庭と連携して励行することのひとつに「フッ化物洗口」をあげて、未成年者のむし歯及び歯周病の予防に努めることを規定しました。</p>
15	<p>三重県紀宝町では、中学生まで歯科医療費の補助(実質無料化)が行われています。和歌山県も同様の方向に向かってほしいと思います。経済的にも初期の段階での歯科治療が受けられやすいと思います。</p>	<p>ご意見のような、子ども達のむし歯及び歯周病の予防や早期治療は、この条例においても重視しているところです。</p> <p>子ども達等未成年者のむし歯及び歯周病の予防を第6条で県民の役割として規定するとともに、第7条で教育関係者の役割にも規定しました。</p> <p>なお、いただいたご意見のうち、歯科治療費の負担という具体的な施策に関する部分については、県の関係部局にお伝えいたします。</p>
16	<p>高齢者の場合、本人が訴えない限り、受診機会も少なく、費用もいるので、なかなか難しい問題を個々に持っている様だと思います。</p> <p>介護認定の時とか施設介護の場合、定期的検診を無料で受けられれば、どんなにいいかと思います。</p>	<p>この条例では、高齢者の方の歯と口腔の健康づくりについて、第7条第4項で福祉関係者の役割として規定するとともに、「高齢者の口腔機能の維持向上のための施策の推進」を県の基本的施策として第9条に規定しました。</p> <p>なお、いただいたご意見のうち、検診の実施方法に関する部分は、県の関係部局にお伝えいたします。</p>

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
17	地域によっては、中学まで歯科治療補助金制度ができていますが、そういった事もお考えになってはどうでしょうか？	ご意見のような、子ども達のおし歯及び歯周病の予防や早期治療は、この条例においても重視しているところです。 子ども達等未成年者のおし歯及び歯周病の予防を第6条で県民の役割として規定するとともに、第7条で教育関係者の役割にも規定しました。 なお、いただいたご意見のうち、歯科治療費の負担という具体的な施策に関する部分については、県の関係部局にお伝えいたします。
18	お父さん、お母さんにもしっかりと歯の大切さを知ってもらえる場を持ってもらえたらいい 歯科治療の費用を補助してもらい、中学生くらいまで無料化の方向にしてもらえたらうれしいです。	ご意見のような、おし歯及び歯周病の予防に関する知識と理解を、保護者の方に深めていただくような行事が幅広く行われることがこの条例の制定のねらいです。 第6条に子ども達等未成年者のおし歯及び歯周病の予防を県民の役割として規定するとともに、第9条の県の基本的施策の筆頭に、「歯と口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供」を規定しています。 なお、いただいたご意見のうち、歯科治療費の負担という具体的な施策に関する部分については、県の関係部局にお伝えいたします。
19	市町村の保健福祉センターに歯科衛生士を常勤としておいていただけることを希望します。	この条例では、具体的なマンパワーの確保や配置については規定していませんが、「歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上」を、第9条で県の基本的施策に規定しました。
20	節目検査を実施しているが、受診率をあげる方法を考えなければならぬと思います。	この条例では、歯科を含む節目検診について具体的に規定していませんが、第8条において「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者や医療保険者の役割として規定し、第9条において「市町村、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者との連携体制の構築」を県の基本的施策として規定しました。これらによって、受診率の向上やおし歯や歯周病の予防ができればと考えています。 なお、いただいたご意見のうち、検診についてのご提言は、県の関係部局にお伝えします。
21	・先日、役場主催(?)の講演があり、「かむ」ことの大切さについて聞きました。口の中のことについて、もっと知りたいと感じました。	ご意見のような、おし歯及び歯周病の予防に関する知識と理解を、県民の方に深めていただくような講演会などの行事が幅広く行われることは、この条例の制定のねらいです。第9条の県の基本的施策の筆頭に、「歯と口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供」を規定し、重視しています。
22	橋本市に母子保健センターが建て替えられることでカリオスタット(おし歯予測試験)の導入を検討しています。すでにカリオスタットの導入が進んでいる市町村の視察にも行ってきました。他府県でしたが、常勤の歯科衛生士が2名体制で、48時間の培養、検査結果の判定、結果の送付、管理、フォローまでしていく体制が整っていました。それ以外でも、パソコンでのデータ管理、訪問指導、障害者の歯科診療、休日診療など、その市に比べても遅れを感じました。 市町村の行う歯科保健業務の充実のためにこの条例に活かされることを願っています。	この条例では、市町村への支援について、県は「市町村の求めに応じて、専門的かつ技術的な助言及び情報の提供その他必要な支援を行う」こととしています。この支援によって、市町村の取組の充実が図れば、と考えています。 市町村の行う歯科保健業務の充実のためにこの条例が活かされることは、この条例のねらいとするところです。

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
23	<p>目的の中に、「市町村の役割を明らかにする」を入れる必要はないのですか。</p> <p>市町村との連携、協力等に関して、この条例に基づき県民の歯と口腔の健康を守るため、実際に県民と連絡や接触をはかり活動するのは市町村ですか。なぜ、明記しないのですか。</p>	<p>この条例では、市町村への支援について、県は「市町村の求めに応じて、専門的かつ技術的な助言及び情報の提供その他必要な支援を行う」として規定しています。この支援によって、市町村の取組の充実が図れば、と考えています。</p> <p>なお、市町村の役割についてですが、県と市町村は対等の関係にあり、市町村の責務や役割については、それぞれの市町村が条例等に規定すべきものであると考えています。</p>
24	<p>1. 人生の各ライフステージに沿って、歯科検診の整備 ・高等学校以降の対策が不十分 ・在宅、介護施設での歯科検診、治療に行政との連携強化</p> <p>2. 市町村に歯科専門職の配置が不可欠</p>	<p>この条例では、具体的なマンパワーの確保や配置については規定していませんが、「歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上」を、第9条で県の基本的施策に規定しました。</p> <p>なお、いただいたご意見のうち、検診の実施方法に関する内容については、県の関係部局にお伝えいたします。</p>
25	<p>1.8歳健診、3.6歳健診後半で治療の必要な子供達がきちんと受診したか、確認する機会をつくると子供達の健康が守れるのではないのでしょうか。</p> <p>20歳からの健診もおこなったほうが、県民の健康が守られるのではないのでしょうか。市町村の保健課に常勤の衛生士をおいてほしい。</p>	<p>この条例では、具体的なマンパワーの確保や配置については規定していませんが、「歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上」を、第9条で県の基本的施策に規定しました。</p> <p>なお、いただいたご意見のうち、検診の実施方法に関する内容については、県の関係部局にお伝えいたします。</p>
26	<p>新生児に乳歯が崩出する前(生後6ヵ月程度)に母親に教育をすることが必要ではないでしょうか。この時期の保護者を集めて講習を開く事ができればいいのですが、どうでしょうか？</p>	<p>ご意見のような、むし歯及び歯周病の予防に関する知識と理解を、県民の方、特にお母さん方に深めていただくような講習会などの行事が幅広く行われることは、この条例の制定のねらいとします。第9条の県の基本的施策の筆頭に、「歯と口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供」を規定し、重視しています。</p> <p>なお、いただいたご意見のうち、具体的施策の実施方法に関する部分は、県の関係部局にお伝えいたします。</p>
27	<p>現在、行っている節目検診の拡大。10年の節目だけでなく、毎年、行ってほしいと思います。</p>	<p>この条例では、歯科を含む節目検診について具体的に規定していませんが、第8条において「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者や医療保険者の役割として規定し、第9条において「市町村、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者との連携体制の構築」を県の基本的施策として規定しました。これらによって、むし歯や歯周病を防ぐことができると考えています。</p> <p>なお、いただいたご意見のうち、検診の実施方法に関する部分は、県の関係部局にお伝えいたします。</p>
28	<p>成人における歯周病等の予防のための健診制度の確立です。</p> <p>事業所健診や節目健診が行われているが実施率が低く、節目健診にいたっては市町村によって本人に通知がいかないため、知られていなかった。</p>	<p>この条例では、歯科を含む節目検診について具体的に規定していませんが、第8条において「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者や医療保険者の役割として規定し、第9条において「市町村、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者との連携体制の構築」を県の基本的施策として規定しました。これらによって、むし歯や歯周病を防ぐことができると考えています。</p> <p>なお、いただいたご意見のうち、検診の実施方法に関する部分は、県の関係部局にお伝えいたします。</p>

【第6条：県民の役割】

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
1	食後歯を毎日みがいている。 歯いしやはこわくない。ようちえんの時は、はいしゃであばれて、おかあさんをこまらせた。あめが大好き。	食後に歯をきちんとみがくことは、大変いいことです。 歯医者さんがこわくなくなったことは、大きくなったということですね。 大好きなあめをなめたあとは、忘れずに歯をみがこうね。
2	ぎんばがぬけたとき、えいきゅうがはえてきてたので、こどものはをぬくとき、ちょっとだけいたかったです。学校では、ひるだけみがいています。はいしゃでけずったりするとき、みみせんをします。うるさいから、みみせんをします。	永久歯は、ずっと使う歯だから、大切に歯磨きして、守ってください。学校ではお昼に、おうちでは朝起きたときと夜眠る前にきちんと歯磨きしていますか？ 歯医者さんでは、いろいろあるけど、しっかり治療しておこうね。
3	歯科健診を定期的を受診していない層を、いかに定期健診を受診させるかの仕組みづくりが鍵を握るようになってきています。	ご意見にありますような仕組み作りが大切です。この条例では、11月8日を「いい歯の日」、11月を「いい歯の月間」と定めて、啓発に努めることとしています。
4	現在、6810ですが、もっと早い機会に検査や講義を受けて歯を大切にしていればと後悔しています。	今からでも遅くないので、歯と口腔の健康づくりに取り組んでいただければ、と思います。
5	小学生の孫たちが食べたら歯を磨いているのを見て関心しています。保護者のしつけや学校での指導のおかげだと思います。私も8020を目指して歯を大切にしていきたいです。	お孫さん達の歯磨き習慣が、大人になっても続くと見守ってあげてください。 ぜひ、8020を目標として、頑張ってください。
6	三度の食事後は必ず歯みがきをするようにします。 外食の時には軽く口を洗うようにしています。 歯科医には、虫歯等の治療の外、歯石除去等、口腔内の定期点検(6ヶ月～1年程度)に行くように心がけています。	ご意見のような予防の習慣と実践は、大変素晴らしいことです。 ぜひ、ご家族やまわりの皆さん方にも教えていただき、実践の輪を広げていただければと思います。
7	自分で歯のそうじぐらいはしましようよ。 最近歯をこすり磨く人がいましたが、柔らかい歯ブラシでやさしく丁寧に磨くほうがよいそうです。	県民の方々が、自ら主体的に歯と口腔の健康づくりを実践していただくことが、この条例の基本理念です。 それぞれの方に合った歯ブラシで、歯磨きを実行していただければと思います。
8	人間には体を守るようとする抵抗力があります。 どんなに医療が進歩しても最後は、抵抗力と治療力でなおります。	ご意見のように、人間の身体には抵抗力、治療力がありますが、歯の場合、予防と適切な治療が大切ではないかと思えます。
9	歯槽膿漏も医師にかかってもなかなか治らず苦労しました。	それは、大変な経験でしたね。ご苦労をお察します。 予防と早期の治療で、再発されないことを願っております。

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
10	<p>医は算術とよく言われますが、歯科医ほどあてはまる医療は無いように思います。 保険外ということで行政では指導も出来ないと言うことなのでしょうか。</p>	<p>保険診療と自由診療の区分は、全国的な基準であり、厚生労働省の所掌事務ですが、適切な指導監督がされていると聞いています。</p>
11	<p>いくら県が条例を作っても、県民一人一人が行動しなければいけないと思いますし、それに直結するような支援を望みます。</p>	<p>ご意見のとおり、この条例は、県民の方々の実践と取組によってさらに効果を発揮する条例であり、その意味では「県民が主役の条例」ということができます。</p>
12	<p>県民の役割の中に保護者に対して家庭での教育を啓発する内容を入れたらどうでしょう。</p>	<p>この条例では、県民の役割として「未成年者の歯の健康状態及び健全な歯と口腔をつくる習慣に関心を抱き、歯磨きを励行させるなど、むし歯及び歯周病の予防に努める」ことを規定しました。このなかに、家庭での教育を含めています。 また、保護者の役割としては「子どもの歯の健康状態に注意し、当該子どもが歯科疾患に罹患したときは、適切な治療を受けさせる」ことを規定しています。</p>
13	<p>丈夫な歯と歯茎を持ち合わせたそしゃくが、健康保持の重要な要因の一つとも言われています。</p>	<p>ご意見のとおり、歯と口腔の健康づくりは全身の健康づくりに重要な役割を果たしています。この条例の制定を機に、広く県民の方々により周知徹底が図られるようにしたいと考えています。</p>
14	<p>一生、自分の歯と付き合うことが健康生活を送る目標！</p>	<p>ぜひ、その目標を達成すべく、頑張ってください。</p>
15	<p>私は高校生と大学生の子供を持つ母親です。 早い時期からかかりつけ歯科医を持ち、定期的に専門的口腔管理を受けられるような体制づくりが必要だと思います。 この条例は、県民の健康づくりの意識の向上に繋がる素晴らしい条例だと思いますので、しっかり普及啓発活動を行い推進していただきたいです。</p>	<p>家族の歯の状態に詳しいかかりつけの歯科医を持つことは、家庭での歯と口腔の健康づくりでは大切なことです。 そこで、この条例では、県民の役割として「健全な食生活習慣を身につけ、かかりつけの歯科医の指導を受けること等により、生涯を通じて自らが主体的に歯と口腔の健康づくりを実践するよう努めること」を規定しました。 条例についてのご理解と評価、励ましに感謝いたします。</p>
16	<p>歯と口の二大疾患はむし歯と歯周病ですが、いずれも生活習慣病で、食生活を改善したり歯磨きをすることによって予防できる特徴を持っています。 高校を卒業してから次に行われるのが40歳、50歳等の節目健診となり、その20～30年の間にむし歯、歯周病は本人が気づかないまま進行してしまいます。 だからこの時期にも定期的に歯と口の健康診断を行う必要があります。一生を通じて歯と口の定期健診は必要と考えます。 これらの事業に伴い歯科医師、歯科衛生士の配置も急務であります。</p>	<p>ご意見のとおり、高校卒業から40歳までの間の歯と口腔の健康管理が重要です。そこで、この条例では、歯科を含む節目健診について具体的に規定していませんが、第8条において「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者や医療保険者の役割として規定し、第9条において「市町村、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者との連携体制の構築」を県の基本的施策として規定しました。これらによって、むし歯や歯周病を防ぐことができると考えています。 また、具体的なマンパワーの確保や配置については規定していませんが、「歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上」を、第9条で県の基本的施策に規定しました。</p>

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
17	<p>幼少期における歯の健康保持は、特に保護者の知識と理解が大半を占めますので、それに応じた啓発活動が必須であり受診の義務化が必要と考えます。</p> <p>成人の歯周病に関しては各医療機関においては個々に指導できるのですが、悪くなってから医療機関を訪れることがほとんどですので、手遅れになりがちです。</p>	<p>受診の義務化については規定していませんが、ご意見のとおり、子どもの頃から正しい知識に基づいて歯と口腔の健康づくりを実践していくことが大切です。また、歯科疾患が進行してから受診する方が多い傾向も見受けられるようです。</p> <p>そこで、この条例では、県民の役割として「むし歯及び歯周病の予防に関する知識と理解を深めるよう努める」こと、そして、「未成年者の歯の健康状態及び健全な歯と口腔をつくる習慣に関心を抱き、歯磨きを励行させるなど、むし歯及び歯周病の予防に努める」ことを規定しました。このなかに、保護者の方も含めています。</p> <p>啓発活動については、「歯と口腔の健康づくりに資する情報の収集及び提供」を第9条で県の基本的施策として規定し、取り組むこととしています。</p>
18	<p>まだまだ和歌山県民には、口腔内の健康に対して無関心な人が多いと思います。</p> <p>80歳を待たずして、すでに20本に満たない人の方が多いのが現実です。</p>	<p>この条例では「8020運動の普及啓発及び推進」を、県の基本的施策として、第9条に規定しています。</p> <p>多くの県民の方々が80歳で自分の歯を20本以上保つという目標を達成できるように、一層取り組むこととしています。</p>
19	<p>第2予防ではどうもうまいかない。</p> <p>やはり第1予防の生活習慣の改善・指導を行っていかないと、歯周病も増加していきたくらうと思われまます。</p> <p>頑張ろう、毎日の歯ブラシから。</p>	<p>ご意見にあります生活習慣の改善は大切です。</p> <p>この条例では、県民の役割に「健全な食生活習慣を身につけること、「未成年者の歯の健康状態及び健全な歯と口腔をつくる習慣に関心を抱く」ことを規定しています。また、「県民のむし歯対策及び歯周病対策の推進」を第9条で県の基本的施策として規定しています。</p>
20	<p>今日は、フッ素塗布の成果が出て、虫歯の子どもが減っていますが、そのかわり、歯周病の子どもが増えていると聞きます。</p> <p>小さなときから、歯周病の知識を持っていれば、8020を推進していく上にも、有効になると思いますので、歯周病対策や、怖さについても学習の機会をお願い致します。</p>	<p>未成年者の「歯周病の予防」については、県民の役割に規定したほか、第7条で教育関係者の役割としても規定しています。また、「県民のむし歯対策及び歯周病対策の推進」を第9条で県の基本的施策として規定しています。</p>
21	<p>今後、更に歯に対して高い意識を持つように小さい頃からの教育が今以上に必要。</p>	<p>ご意見のように、小さい頃からの教育が必要です。</p> <p>この条例では子ども達を重視しています。未成年者の「歯周病の予防」については、県民の役割に規定したほか、第7条で教育関係者の役割としても規定しています。</p>
22	<p>歯と口腔の健康づくりについては、特に乳幼児期及び児童期の取組が重要であると思います。</p> <p>その意味からこの条例を設ける必要は十分にあると考えます。</p>	<p>ご意見のように、乳幼児期及び児童期の取組が重要です。そこで、県民の役割、教育関係者の役割の規定においても、子ども達の歯と口腔の健康づくりを重視しています。</p> <p>この条例についてのご理解と評価に感謝します。</p>
23	<p>平成8年頃から、三度の食後に歯ブラシを使ってます。</p> <p>云いぬくいんですが、アンケート式にしてほしいんです。</p>	<p>毎日の歯磨きは予防に効果があります。</p> <p>県民意見募集の書式については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
24	<p>歯医者さんから半年後の検診に来るように言われますが、なかなか痛くならないと行く気になれません。毎朝、朝起きたときと寝る前に歯磨きをしています。</p>	<p>県民の方々が、自ら主体的に歯と口腔の健康づくりを実践していただくことが、この条例の基本理念です。</p> <p>歯磨きに加えて、定期的な検診は効果がありますので、実行していただければと思います。</p>

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
25	<p>歯と口の健康づくりは、幼少期からの取組が大切だと思います。</p> <p>「歯と口腔の健康づくり」条例は非常に良い条例です。是非、実効的な内容にしていきましょう。</p>	<p>ご意見のように、幼少期からの取組は大切です。</p> <p>条例案検討会でも、いかにして実効性のある条例にするか、議論を重ねました。そして、できる限り具体的な表現の条文とすることで、実効性のある内容になるように規定しました。</p> <p>この条例についてのご理解と評価に感謝します。</p>
26	<p>小学生までは高かった父兄の子どもに対する健康の認識が中学生になると急に低下する。</p> <p>クラブ活動などを優先させ、歯科治療が後回しになるうちにう蝕が進行してしまうことがよくある。</p> <p>中学生、高校生においても、歯科治療の必要性をもっとアピールしていただきたい。</p>	<p>ご意見のような傾向はあると思います。この条例では、未成年者の「歯周病の予防」について県民の役割に規定したほか、第7条で教育関係者の役割としても規定しています。</p> <p>この条例の制定をきっかけに、家庭と学校の両方で、中高生の歯と口腔の健康づくりについての関心が高まり、取組が進展することを期待しております。</p>
27	<p>もう20年近く、総入れ歯生活を送っておりますが、自分の歯が無いのは、本当に不自由なものです。</p>	<p>入れ歯も改良されてきているようですが、不自由さをお察しします。</p>
28	<p>歯の治療程、怖い物はないですね。歯が悪いと、胃腸にも良くないと言われますが、なかなか歯医者さんに行く気になれません。</p>	<p>そこは、勇気を出して、歯医者さんに行ってみてください。</p>
29	<p>お疲れ様です。勉強になりました。</p>	<p>この条例の制定を機に、さらに県民の歯と口腔の健康づくりが進められるように、取組を進めてまいります。</p>
30	<p>先日、幼児期に治療していた歯の詰め物がとれたので、治療が遅れたせいか、銀色の物をかぶせる事になったので、「白い物で治療してほしい」と言うと、「保健がきかないので、2万円程かかる」と言われ、しかたなく、銀歯にしてもらいましたが、ショックでした。</p>	<p>医療保険は、治療を目的とする制度であり、美容的なご要望に係る部分は保険の対象外となる場合があります。このことは、やむをえないこととご理解をお願いします。</p>
31	<p>歯の治療の時、不快感のない無理のない治療をお願いできたらと思います。</p>	<p>医療技術の進歩により、昔と比べると、痛みの少ない治療が実現しているようですが、さらに不快感の少ない治療が望まれるところです。</p>
32	<p>小さい時から、歯と口の健康に注意して大きくなった子は親になった時に自分の子供に自然に歯と口の健康に気を付けられるのではないのでしょうか。</p> <p>もっと歯科医院の情報が欲しいです。それと、歯科医でも、どんな分野に精通しているのかということも知りたいです。</p>	<p>ご意見のとおり、子どもの頃から正しい知識に基づいて歯と口腔の健康づくりを実践していくことが大切です。また、その習慣が親子代々受け継がれていくことはすばらしいことです。</p> <p>この条例では、第6条に子ども達等未成年者のむし歯及び歯周病の予防を県民の役割として規定するとともに、第9条の県の基本的施策の筆頭に、「歯と口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供」を規定しています。歯科医院についての情報の提供は、この条例では規定していませんが、「歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上」を、同条の基本的施策に規定しました。</p>

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
33	<p>歯と口の健康の大切さをわかってもらって、県民が少しでも早期に治療を受けるように。 できれば、その手前で予防することが大事です。</p>	<p>この条例では、県民の役割として「むし歯及び歯周病の予防に関する知識と理解を深めるよう努める」ことを規定し、予防と疾患の早期発見を県民の方々に心がけていただくこととしています。</p>
34	<p>県民のみなさまの中で、歯科医院に受診せず、口腔内が悪い状態でそのまま放置されている方が多いように思われます。 各地で行われる県のイベントに無料検診コーナーを設け、口腔内の状況について、御説明し、口腔内ケアの重要性を理解していただき、歯の延命率をあげる。</p>	<p>この条例では、第9条の県の基本的施策の筆頭に「歯と口腔の健康づくりの推進に関する情報の収集及び提供」を規定しています。条例に基づく具体的な施策の実施のなかで、ご意見のような啓発効果のある情報提供が行われることを期待しています。</p>
35	<p>賛成いたします。 これを機会に県民の口腔の健康に対する意識が高まることを願っています。</p>	<p>この条例では、11月8日を「いい歯の日」、11月を「いい歯の月間」と定めて、啓発に努め、県民意識を高めていくこととしています。 条例についてのご理解と賛意に感謝します。</p>
36	<p>歯と口の健康確保ということで新聞を見ました。私にも今年4才と9か月になる孫がありますが、口の中の健康や健やかな身体の発育に心配しています。</p>	<p>お孫さん達の歯と口腔の健康づくりについて、お孫さんと一緒に実践しながら、あたたかく見守っていただけてください。</p>
37	<p>口の中のことは、素人では、良し悪しの判断はつきにくいので、歯医者者に相談すべきだと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、専門家である歯科医に相談しながら、歯と口腔の健康管理をしていただくことが何よりです。</p>
38	<p>口腔に対する考えや習慣は、子どもの時からのイメージや習慣が続くので、小さい時からの教育が必要だと思います。 また、家庭環境も大切な要因となりうるので、保護者の教育も合わせて必要だと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、子どもの頃から正しい知識に基づいて歯と口腔の健康づくりを実践していくことが大切です。この条例では、県民の役割として「むし歯及び歯周病の予防に関する知識と理解を深めるよう努める」こと、そして、「未成年者の歯の健康状態及び健全な歯と口腔をつくる習慣に関心を抱き、歯磨きを励行させるなど、むし歯及び歯周病の予防に努める」ことを規定しました。このなかに、保護者の方も含めています。</p>
39	<p>三歳児健診の後、むし歯の処置がされているのかどうかかわからないので、治療を促したり、もう一度、半年後に健診をしたらどうかと思います。</p>	<p>定期的な検診は、歯の疾患の早期発見のためにも、大切です。この条例では、検診の具体的な方法について規定していませんが、第6条第2項に子ども達等未成年者のむし歯及び歯周病の予防を県民の役割として規定するとともに、第9条の県の基本的施策の筆頭に、「歯と口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供」を規定しています。</p>

【第7条:教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者の役割】

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
1	<p>小学校等での歯科検診方法の見直しをお願いしたい。</p> <p>①十分な照明など歯科検診に必要な設備を整える。</p> <p>②学校で行うことが無理であれば、検診補助を出し、歯科医院で行うようにする。</p> <p>③学校で行う歯科検診には限度があり、すべてではないことを保護者に伝える。等です。</p>	<p>この条例では具体的な検診方法については規定していませんが、教育関係者の役割として「未成年者のむし歯及び歯周病の予防に努める」ということを規定しました。児童・生徒の家庭と連携しながら、各学校で効果的な歯科検診を行い、子ども達の歯と口腔の健康づくりに努めていただければと思います。</p> <p>なお、いただいたご意見のうち、歯科検診の具体的な方法に関する部分は、県の関係部局にお伝えします。</p>
2	<p>歯の健康づくりには歯科医の協力が不可欠だと思いますが、歯科医(師会)の役割が全く言及されていないので、今後、検討が必要だと思います。</p>	<p>「歯科口腔保健の推進に関する法律」(平成23年8月10日法律第95号)第4条において、歯科医師等の責務が規定されています。また、歯科医師の皆さんは、使命感に基づいて、日々、頑張っていただいています。そこで、この条例では、法律と同一の内容については、規定しませんでした。</p>
3	<p>過去にこだわらず、更には各セクトにこだわらず展望を期待してやみません。</p>	<p>ご意見のとおり、関係者が連携して取り組むことによって、歯と口腔の健康づくりの展望が開けてくると考えます。</p> <p>この条例では、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者の役割として「歯と口腔の健康づくりの推進に連携及び協力して取り組むこと」と「県、市町村及び家庭と連携及び協力を図ること」を規定しています。</p>
4	<p>教育関係者の役割としては、年齢・学年に応じた指導カリキュラムを作成する等、より具体的な取組が示されるとな一層わかりやすくなると思う。</p>	<p>ご意見のとおり、学年毎のカリキュラムに具体的な取組が示されることは素晴らしいことだと思います。条例では具体的に規定していませんが、教育関係者の皆さんで創意工夫して、児童生徒等の歯と口腔の健康づくりに取り組んでいただくことは、条例のねらいとするところです。</p>
5	<p>高齢者の口腔機能の維持向上に関して専門的口腔ケア、口腔リハビリを要介護者の家族、介護職等々に正しく伝えるシステムが必要であると思います。</p>	<p>県の基本的施策のひとつとして「高齢者の口腔機能の維持向上のための施策の推進」を第9条に規定しました。また、福祉関係者の役割として、家庭をはじめ関係者との連携のもとでの「高齢者の歯と口腔の健康づくり」を規定しています。ご意見のようなシステムがすみやかにつくられることは、条例のねらいとするところです。</p>
6	<p>具体的な施策としては、虫歯の有無を学校で確認できるようにすればネグレクトの発見等にも役立つと聞いています。</p>	<p>教育関係者の役割として「歯科検診後の治療経過の把握等を家庭と連携して励行すること」を規定しました。検診でむし歯を発見し、治療をフォローしていくことで、ネグレクトの発見や子ども達の歯の健康の維持ができると考えています。</p>
7	<p>医療関係者から口腔ケアの指導があれば介護者にとってもいいと思います。</p>	<p>教育関係者、保健医療関係者そして福祉関係者の役割として「歯と口腔の健康づくりの推進に連携及び協力して取り組む」ことを規定しました。ご意見のような取組が広がっていくことを期待しています。</p>

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
8	<p>市の健康診断の時に歯科の検診も入れてほしいと思います。フッ素洗口をしている学校としていない学校がありますが、全学校でフッ素洗口を勧めてほしいです。</p>	<p>この条例では、市町村の検診については具体的に規定していませんが、歯科の検診を検診メニューに加えている市町村は全国的に増える傾向にあります。本県でもそのような取組が増えてほしいと思います。</p> <p>また、フッ素洗口については「フッ化物洗口等効果的なむし歯予防対策の推進」を、第9条で県の基本的施策に規定するとともに、教育関係者の役割として、家庭と連携して励行することのひとつに「フッ化物洗口」をあげて、未成年者のむし歯及び歯周病の予防に努めることを規定しました。「フッ化物洗口」を実施する学校が増えていることは、この条例のねらいとするところです。</p>
9	<p>学校などで歯科検診した結果をプリントしてもらい、保護者の方にもっとむし歯や歯周病の状況を知ってもらい、特に、小学校に入ると親の仕上げ磨きが減っていることも、保護者の方には知っていただきたいですね。</p>	<p>ご意見のような検診結果のプリントは、学校と家庭の連携の方法として効果的な手段であると思います。この条例では、教育関係者の役割として子ども達等未成年者のむし歯及び歯周病の予防を規定するとともに、第6条で県民の役割としても規定しています。ご意見にありますように、保護者の方も歯磨きを子ども任せにしないで、しっかり仕上げ磨きをしていただきたいと考えます。</p>
10	<p>患者さんの大半は内科と歯科は関係ないと思っている人もたくさんいます。せっきく連携体制というものがあるのだから、内科的病気などから、歯科治療の必要性をもっと説明して頂きたいと思います。</p>	<p>連携体制をさらに強化していく必要があると考えます。そこで、保健医療関係者に連携を求めただけでなく、県の基本的施策として「歯科と医科の連携体制の構築の推進」を規定しました。</p>
11	<p>障害者(知的、心身)が歯科を受診する為には、補助員が必要となってきますので、その配慮をお願いします。</p> <p>障害者が支援学校等に通学しているときは、歯科検診はあるが、卒業後のことも考えてほしいと思います。</p> <p>障害者は治療が困難な場合が多いので、定期健診・予防・初期治療をするのが大切であると思います。</p> <p>条例に期待しています</p>	<p>「歯科口腔保健の推進に関する法律」第9条において、障害者の方が定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするための必要な施策を国及び地方公共団体が講ずることを規定しています。この条例でも、福祉関係者の役割として障害者の方の歯と口腔の健康状態に注意し、歯と口腔の健康づくりに努めることを規定しました。これらにより、ご期待に沿えるような施策が実施されていくことを期待しています。</p>
12	<p>保健センターなどに歯科衛生士の常勤をお願いしていて、歯に関する相談・口腔内清掃などの仕事、看護師のように保健センターなどに仕事場をいただきたく思います。</p>	<p>具体的なマンパワーの配置については、条例に規定していませんが、「歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上」を、条例第9条で県の基本的施策に規定しました。</p>
13	<p>検診だけであれば魅力に乏しく先行きが暗いです。継続的に行うには検診のみならず衛生指導が必要になると思います。</p> <p>歯科の公衆衛生活動には歯科医師、歯科衛生士の連携、協同活動が必要です。</p>	<p>ご意見のとおり、検診プラス事後指導によって、歯と口腔の健康づくりが達成できるものと考えます。</p> <p>この条例では、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者の役割として「歯と口腔の健康づくりの推進に連携及び協力して取り組むこと」と「県、市町村及び家庭と連携及び協力を図ること」を規定しています。</p> <p>歯科医師、歯科衛生士それぞれの方々が関係者と緊密な連携のもとに取り組んでいただくことが、この条例のねらいとするところです。</p>

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
14	<p>医療関係者(歯科医師・医師等)と教育関係者(学校の先生等)との関係を密にして子どものおし歯、歯周病の予防に力を入れる。</p> <p>高齢者や介護を要する人に歯科医師・市町村は積極的に支援する。</p>	<p>この条例では、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者の役割として「歯と口腔の健康づくりの推進に連携及び協力して取り組むこと」をまず挙げています。子ども達、高齢者や介護を要する方のためにも、連携体制をさらに強化していく必要があると考えます。</p>
15	<p>検診結果によって受診を勧めても、放置されるケース、通院が続かないケースがあります。適切な治療、歯科知識の教育を受けられないことは、その子供にとっては、もって生まれた貴重な財産を失うこととなります。</p>	<p>教育関係者の役割として「歯科検診後の治療経過の把握等を家庭と連携して励行すること」を規定しました。また、条例第6条に保護者の役割として「子どもが歯科疾患に罹患したときは、適切な治療を受けさせるものとする。」と規定しました。これら具体的な規定によって、子ども達の「一生の財産」である健康な歯を守っていききたいというのが条例のねらいです。</p>
16	<p>80才で20本を保つためには、やっぱり子供の頃から歯を大事にする事が重要なので、保育所、学校等で歯がどれだけ大事なのかを教えていったり、フッ化物洗口などをどんどんやっていったらいいと思います。</p>	<p>子どもの頃から、歯と口腔の健康についての正しい知識を持ち、実践していくことが、生涯をとおしての歯と口腔の健康づくりを可能とし、80歳で20本という目標の実現につながると思います。それだけに、この条例では、第6条の県民の役割、そして第7条の教育関係者の役割で、子ども達を重視した規定をおいています。</p> <p>また、フッ化物洗口については「フッ化物洗口等効果的なおし歯予防対策の推進」を、第9条で県の基本的施策に規定するとともに、教育関係者の役割として、家庭と連携して励行することのひとつに「フッ化物洗口」をあげて、未成年者のおし歯及び歯周病の予防に努めることを規定しました。</p>
17	<p>学校での食生活習慣の指導やブラッシング指導、フッ化物洗口を家庭と連携して進めていくことは、虫歯の予防にもつながるので、もっと推進していくべきだと思います。</p>	<p>教育関係者の役割として「健全な食生活習慣の指導、歯磨き、フッ化物洗口、歯科検診後の治療経過の把握等を家庭と連携して励行すること」を規定しました。</p>
18	<p>保育園児、被虐待児童等とありますが、あえて被虐待児童を入れたのには意味があるのでしょうか、例に挙げられているのは違和感があります。保育園児という言い方もすべてを表しているわけではないので、「子ども」という表現で表したらどうでしょうか。</p>	<p>教育関係者については「未成年者」、福祉関係者については「虐待を受けた子ども等」を対象として条文に規定しました。「虐待を受けた子ども等」としたのは家庭での歯と口腔の健康維持が難しいと考えられるためです。ご意見にもありますように正確さを欠くので、条例では「保育園児」という例示をやめました。</p>
19	<p>現在、各団体は個々にそれぞれ連携はしているとは思いますが一つの理念にそって各関係者が横のつながりを強化し、協力体制を整える事はとても重要な事項だとおもいます。</p>	<p>ご意見のとおり、大変重要であります。この条例では、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者に連携と協力を求めるとともに、「市町村、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者との連携体制の構築」を第9条の県の基本的施策に規定しました。</p>

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
20	<p>介護予防の口腔機能向上教室があったのですが、むし歯だけでなく、口の周りの筋肉の体操や口の機能の大切さを教えてくれるのでありがたかった。そういう機会がもっとあればと思います。できれば歯科医師も同席していただけたら質問もしやすいと思います。</p>	<p>この条例に基づく施策が実施されていなかで、ご意見のような口腔機能向上教室などの取組の輪が、教育関係者、保健医療関係者そして福祉関係者の連携と協力のもとに、広がっていくことを期待しています。</p>
21	<p>新聞でも時々歯周病と病気の関係がのっていますが、いつになっても歯は大事だと思うようになりました。 小4、小1年の子どもがいます。 年1回のハミガキ週間の時だけではなく、ハミガキ指導をもうすこし増やしてほしいです。</p>	<p>健康な歯と口腔は、全身の健康につながる「生涯の財産」ともいべきものです。お子さんの歯の健康維持については、これからもどうか熱心に取り組んでください。 教育関係者の役割として、家庭と連携して励行することのひとつに「歯磨き」をあげて、未成年者のむし歯及び歯周病の予防に努めることを規定しました。</p>
22	<p>レーザーで感知し、虫歯の有無を判断するという虫歯診断機と言うものがあるそうです。機器が高額なのかもしれませんが、ぜひ普及してもらいたいです。</p>	<p>具体的な予防手段については、条例に規定していませんが、歯と口腔の健康づくりに関する様々な取組が行われるなかで、最新鋭の機器が導入され、効果を発揮することは望ましいことであると考えています。</p>
23	<p>歯科保健だけではなく、身障者、高齢者だけの家庭における保健は、だれが責任を持って見守っているのでしょうか。 高齢者だけの家庭だと、すこずつ認知症になっていっても、お互いに気付かず、悲劇につながる場合もあります。 そこで地域の事情に通じたプライバシーの守れるしっかりとした女性に民生委員になってもらい、定期的に巡回してほしいと思います。</p>	<p>ご意見のように、高齢化が進む地域社会において、障害を有する方、高齢者の方の世帯の健康状態の把握は、大きな課題です。 この条例では、具体的なマンパワーの確保や配置については規定していませんが、「歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上」を、第9条で県の基本的施策に規定しました。 当面は、民生委員の方をはじめ、ご近所の皆さんで気をつけ合うような、あたたかい取組をお願いします。</p>
24	<p>学校でのフッ素洗口を行って欲しい。 給食のあとのブラッシングをもっと徹底してほしい。</p>	<p>フッ化物洗口については「フッ化物洗口等効果的なむし歯予防対策の推進」を、第9条で県の基本的施策に規定するとともに、教育関係者の役割として、家庭と連携して励行することに「歯磨き」と「フッ化物洗口」をあげて、未成年者のむし歯及び歯周病の予防に努めることを規定しました。</p>
25	<p>県内の小中学校でフッ素やキシリトールなどを使用したむし歯予防事業に取り組み、むし歯の少ない県、全国一位を目指したらどうですか。</p>	<p>キシリトールについては規定していませんが、フッ素については「フッ化物洗口等効果的なむし歯予防対策の推進」を、第9条で県の基本的施策に規定するとともに、教育関係者の役割として、家庭と連携して励行することに「歯磨き」と「フッ化物洗口」をあげて、未成年者のむし歯及び歯周病の予防に努めることを規定しました。 ご意見にありますように、むし歯の少ない県、全国一位を目標として取り組んでいくことは本当に大切なことと考えています。</p>
26	<p>素人が良い歯科医院に行きたくも判断できません。行って、この歯科医院が自分に合わなかったとわかる、と言うのが実情です。よって、歯科医院も、得意分野がわかるような表記が必要だと思います。</p>	<p>歯科医院の得意分野の表記については、この条例では規定していませんが、「歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上」を、第9条で県の基本的施策に規定しました。</p>

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
27	施設、在宅で介護をされている方、または介護を必要としている方への情報伝達や情報収集、医科と歯科の連携体制。保健師さんがいるように市町村にも歯科関係者がいれば…。	この条例では、教育関係者、保健医療関係者そして福祉関係者の役割として「歯と口腔の健康づくりの推進に連携及び協力して取り組む」ことを規定しました。ご意見のような取組が行われていくことを期待しています。
28	歯肉炎、歯石、などは小学校高学年から高校生の間ではまだまだ多く見られます。これは歯磨きの方法に問題があるので、今後歯磨き指導をしていく必要があるかと思います。	この条例では、教育関係者の役割として、家庭と連携して励行することのひとつに「歯磨き」をあげて、未成年者のおし歯及び歯周病の予防に努めることを規定しました。
29	私は仕事をしながら、中学2年生の息子を育てています。今回の歯と口腔の健康づくり条例が、思春期の子ども達の健やかな発育を促すことに期待しています。	ご意見のように、思春期の子ども達が健やかに発育していくためには、健康な歯と口腔が必要不可欠のものです。子ども達の歯と口腔の健康づくりの推進は、この条例のねらいとするところです。
30	小学3年生と1年生の子どもを持つ母親です。新聞にもありましたように近畿で初の条例とかで、子ども達の歯と口腔の健康状態を保ちたいと思います。	近畿2府4県では、初めての条例です。また、子ども達の歯と口腔の健康づくりを重視した条例です。ご存知のように、健康な歯と口腔は、全身の健康につながる「生涯の財産」ともいべきものですので、お子さんの歯の健康維持については、これからもどうか熱心に取り組んでください。
31	介護職の方々は、現場に出て、初めて口腔ケアをしたり、入れ歯を取り扱ったりする方も多くいるため、ヘルパースクールなどで、講習の一部に口腔に関する授業を入れていただければと思います。	介護職の方々の講習については、福祉関係者の役割には具体的に規定していませんが、「歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上」を、第9条で県の基本的施策に規定しました。
32	学校でのフッ素洗口の実施	フッ化物洗口については「フッ化物洗口等効果的なおし歯予防対策の推進」を、第9条で県の基本的施策に規定するとともに、教育関係者の役割として、家庭と連携して励行することのひとつに「フッ化物洗口」をあげて、未成年者のおし歯及び歯周病の予防に努めることを規定しました。

【第8条:事業者及び医療保険者の役割】

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
1	検診の分野を拡げて『職場検診』の推進(⇒成人歯科検診)	「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者及び医療保険者の役割として規定しました。
2	歯周病予防、口臭予防の為に、朝晩の歯みがきだけでなく、仕事に出掛けている時、昼食後にも歯をみがく習慣が必要だと思えます。そのために会社側が、そういう環境を整える事が必要だと思えます。	「従業員が歯磨き等を励行できる環境を整備すること等の取組をすること」を事業者の役割として規定しました。
3	大学や社会では、口腔保健はおきざりにされてしまう。節目検診や成人検診(メタボ)、その他の歯科検診を充実させ勧奨し、定期検診を受ける事が常識であるがごとくになってほしい。外国のように定期検診を受けている者と、受けない者などに医療費の差別化をするのもおもしろいと思う。	この条例では「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者及び医療保険者の役割として規定しました。 ご意見にありました医療費の差別化は、全国的な立法政策の問題であり、広く国民的な議論が必要な課題ではないかと思えます。
4	「歯科口腔保健の推進に関する法律」を飾り物としておくのではなく、成人歯科健診など含めて我々も努力しなければいけないと思っております。	ご意見のとおりです。それぞれの立場でのご尽力をお願いします。「歯科口腔保健の推進に関する法律」そしてこの条例を飾り物としておくのではなく、条例第10条の「歯と口腔の健康づくりに関する計画」を着実に実現していくことが重要であると思っております。
5	人が集まる場に口腔を美しく清潔に保てるように、誰もが使用できる洗面台や設備を整える必要がある。	街全体では難しいので、「従業員が歯磨き等を励行できる環境を整備すること等の取組をすること」を事業者の役割として規定しました。
6	事業者は、基本理念ののっとり……促進されるように努めるものとします。となっていますが、少し詰めが甘いと思えます。口腔内を健康に保つことが将来にわたって医療費を抑制できることをもっと大々的にPRしてほしいと思えます。	「努めるものとする。」という努力規定でよいかという点については、議論がありました。しかしながら、「しなければならぬ。」という条例上の義務とする表現は法的に強すぎてなじまないことから、努力規定にとどめ、事業者や医療保険者の主体的、自発的な取組を役割として規定しています。 医療費の抑制効果については、この条例の制定を機に、県民の方々に一層周知と啓発が図られるように努めていきたいと考えています。
7	保険適用でない歯科治療を受けるのは、非常に治療費がかかるので、もっと保険適用治療を増やして、負担額を減らせないものではないでしょうか。	ご意見にあります保険診療の範囲は、全国的な立法政策の問題ですが、歯科疾患の早期発見によっても、治療費の負担額を減らすことができますので、ぜひ、実践していただければと思います。
8	歯科検診は年1回の健康診断には含まれていないので、1年に1回ぐらいは、歯医者さんに行って、検診と歯のクリーニングでも受けようと思っておりますが、何か不都合な事がないとなかなか行けないものです。	痛みを感じてから、歯科医で治療を受けるということが確かに多いですね。やはり、予防と早期発見が大切なので、この条例では「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者及び医療保険者の役割として規定しました。
9	企業・事業者に対し、早く歯と口の健康づくりに関する取組を推進する様、働きかけて欲しい。	「定期的に歯科検診を受診させること」そして「従業員が歯磨き等を励行できる環境を整備すること等の取組をすること」を事業者の役割として規定しました。

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
10	<p>すべての治療費が保険で賄えられるようにしてほしい。保険がきかないものもあるので、歯を治したくても治療費が高くてなおせない。</p>	<p>たしかに、ご意見にあります保険診療によって、全ての治療範囲をまかなうことができるようになればいいのですが、どこまでを保険診療の範囲とするかは、全国的な立法政策の問題です。しかし、歯科疾患の早期発見によっても、治療費の負担額を減らすことができますので、ぜひ、実践していただければと思います。</p>
11	<p>みんなが、毎年健康診断を受けるのと同じように、歯科検診も定期的に受けることができ、口腔機能の維持向上ができるように、良い条例を作って下さい。</p>	<p>この条例では「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者及び医療保険者の役割として規定しました。 励ましのご意見、感謝します。</p>
12	<p>高校を卒業した頃から、歯周病疾患検診の機会を与えていく必要があるのでは、と思いますが。</p>	<p>ご意見のとおりだと思います。そこで、「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者及び医療保険者の役割として規定しました。</p>
13	<p>歯の場合、少しの痛みなら我慢して、その結果、悪化することが多いように思います。 ガンと同じように歯に対しても、早期発見、早期治療の大事さを強調すべきだと思います。高校生までは歯科検診がありますが、20代、30代の歯科検診の機会があまりないように思います。</p>	<p>ご意見のように、歯の場合、痛みが我慢できなくなってから、歯科医で治療を受けるということが多いようです。早期発見と早期治療が大切なので、この条例では「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者及び医療保険者の役割として規定しました。</p>

【第9条:基本的施策の実施】

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
1	和歌山でも、そのようなフッ化物洗口などの取り組みをしてもらえたらと、思っていたところなので、大賛成です。	「フッ化物洗口等効果的なむし歯予防対策の推進」を、県の基本的施策に規定しました。
2	歯の健康は、体の健康です。元気な源と思いますので、県ももっとPRをして欲しいと思います。	「歯と口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供」を、県の基本的施策に規定しました。また、11月8日の「いい歯の日」、11月の「いい歯の月間」を中心として県はPRに努めるよう条例第12条に規定しました。
3	虫歯予防以前に虫歯になりにくい資質のよい人の研究を一番してほしい。	条例第7条に、保健医療関係者の役割として、「共同研究等の実践」を規定しました。
4	成人のむし歯対策はとても大切で必要なことであるように感じたため、積極的に行ってほしいと思います。	全ての年齢の方々を対象とする「県民のむし歯対策及び歯周病対策の推進」を、県の基本的施策に規定しました。
5	成人期におけるむし歯対策及び歯周病対策はとても大切な事だと思っています。	ご意見のとおりです。「県民のむし歯対策及び歯周病対策の推進」を、県の基本的施策に規定しました。
6	むし歯・歯周病の予防はとても大切だと思います。8020運動はとても大事な事だと思っています。	ご意見のとおりです。「県民のむし歯対策及び歯周病対策の推進」と「8020運動の普及啓発及び推進」を、県の基本的施策に規定しました。
7	むし歯予防対策におけるフッ化物等の応用については、薬物の使用であるため、そのメリットとリスクについて、明示する措置を講じてほしい。 歯と口腔の健康づくりを一層推進するため、「5525運動」(8020運動の中間目標として、「55歳で25本」を目指す運動)も追加してほしい。	むし歯予防のため適正に使用するフッ化物の安全性と有用性については、平成11年に日本歯科医学会が「フッ化物応用についての総合的な見解」をまとめた。これを受けて、厚生労働省において、フッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての検討が行われ、平成15年には「フッ化物洗口ガイドライン」がとりまとめられており、その安全性と効果は実証されています。 8020運動に至る中間目標については、条例案検討会でも議論を重ねました。条例には規定していませんが、具体的施策の展開にあたり、計画等の中に設定することを実施部局に提言しています。

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
8	<p>内容的にも、フッ化物洗口について、明言されているところは高く評価いたします。</p> <p>さすが、全国ではじめて県議会でフッ化物洗口推進を決議した和歌山県議会です。</p> <p>口腔保健支援センターの文言は、是非、和歌山県条例でも入れていただきたいとおもいます。</p> <p>歯周病予防のところで、科学的に根拠のあるタバコによる害も記載していただきたくお願いいたします。</p>	<p>平成19年9月28日に和歌山県議会が議決した「小学校等におけるフッ化物洗口の集団実施を推進する決議」は、当時全国初でした。</p> <p>この条例においても、「フッ化物洗口等効果的なむし歯予防対策の推進」を、県の基本的施策に規定するとともに、条例第7条第2項において、教育関係者の役割として、家庭と連携して励行することの一つに「フッ化物洗口」をあげて、未成年者のむし歯及び歯周病の予防に努めることを規定しました。</p> <p>また、ご意見の口腔保健支援センターについては規定できませんでしたが、「喫煙による歯と口腔の健康への悪影響の防止及び啓発」を、県の基本的施策に規定しています。</p>
9	<p>子供に対する教育、普及・啓発も重要ですが、成人期の歯周病予防に関する取組を盛り込む必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、成人期の歯周病予防等の取組も重要です。そこで、全ての年齢の方々を対象とする「県民のむし歯対策及び歯周病対策の推進」を、県の基本的施策に規定しました。</p>
10	<p>歯磨きの効果的な仕方＋指導 90才以上の人に歯の大切さについて座談会を行い、その内容について新聞か県民の友に記載する</p>	<p>歯を大切にすることが健康な長寿につながることや歯磨きの効果的な方法などを広報することは大切です。この条例においても、県の基本的施策として、「高齢者の口腔機能の維持向上のための施策の推進」を規定しました。</p>
11	<p>大変よくできた条例だと思います。</p> <p>問題は、このあと、どれだけたくさんの県民の人に実践してもらえるか。</p> <p>そもそも条例の存在自体をよく知ってもらえるか。</p> <p>行政当局の啓発と計画の力量が問われますね！</p> <p>議会の努力を無にしないようにしっかりとやってください。</p>	<p>この条例は、県民の方々が主役であり、主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組んでいただくこと、そのために環境を整備していくことを基本理念としています。ご意見の通り、条例の存在を知っていただくことは、まず第一歩であり、「県議会だより」第15号をはじめ、和歌山県議会のホームページなどで積極的に広報しています。</p> <p>また、条例案検討会では、知事部局等の関係課の参加のもとに議論を重ねてきました。条例に基づく施策の実施については、着実に条例の内容を実現していくものと考えています。</p>
12	<p>保育士や保健師が、母親教室や幼児健診(1歳児健診等)において、歯や口腔の発達状況を把握し、的確な指導ができることが望ましい。</p>	<p>「歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上」を、県の基本的施策として規定しました。そして、条例第7条に保健医療関係者の役割及び福祉医療関係者の役割を規定しました。</p>
13	<p>虫歯予防の為のカリオスタットの早期導入。 歯周疾患検診の低年齢化。 衛生士が不足しているので、その改善をお願いできれば・・・</p>	<p>カリオスタットやマンパワーについては具体的に規定していませんが、「歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上」を、県の基本的施策として規定しました。</p>
14	<p>乳幼児検診、節目検診、事業所検診、妊婦検診、母親教室等に該当しないすべての年代においてう蝕と歯周病の予防に関する健診および啓発の推進を望みます。</p>	<p>全ての年齢の方々を対象とする「県民のむし歯対策及び歯周病対策の推進」を、県の基本的施策に規定しました。具体的な施策の展開については、実施部局の計画に基づいて実施されます。</p>

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
15	テレビなどで、歯の手入れや治療方法について放送していただけたらと思います。	「歯と口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供」を県の基本的施策に規定しています。ご意見のように工夫して情報提供していくことが大切であると考えています。
16	フッ素塗布に関して誤解されている人もいますが、医療に関わっている方も誤解されているので、安全性の知識の普及をお願いします。	「フッ化物洗口等効果的なむし歯予防対策の推進」を、県の基本的施策に規定するとともに、条例第7条において、教育関係者の役割として、家庭と連携して励行することの一つに「フッ化物洗口」をあげて、未成年者のむし歯及び歯周病の予防に努めることを規定しました。
17	8020運動ですが、知らない方がたくさんいます。ですから、TVのCMなどを活用して、全国の皆様にも8020運動を広めてほしいと思います。	県の基本的施策に「8020運動の普及啓発及び推進」と「歯と口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供」を規定しています。そして、この条例の制定を機に、8020運動についてご意見のように工夫して、一層の周知啓発を図ることが重要であると考えています。
18	8020運動も聞いただけで意味は知らないという方が多くいらっしゃいます。より多くのPRやイベントなどががんばって頂きたいと思います。	「8020運動の普及啓発及び推進」を、県の基本的施策に規定しています。そして、第12条には「いい歯の日及びいい歯の月間」の普及と啓発を規定しました。これらをうまく関連づけて、ご意見のようにPRしていくことが大切であると考えています。
19	カリエスリスクの高い子供を見つけ出し指導等のフォローをする事でカリエス頻度の高い子供を救う事ができます。そのためにもカリオスタットの導入を各自治体が考えるべきです。 妊婦検診について、若年者検診の例として、検診し、指導することでその後生まれてくる子供のカリエスリスクにも影響を与えることができます。	カリオスタットの導入については具体的に規定していませんが、妊婦検診などの指導者の資質の向上は重要ですので、「歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上」を、県の基本的施策として規定しています。
20	1. 母子の歯の健康教室、歯磨きや栄養等、妊婦の時から的重要性を説く機会をつくる。 2. 現在一部で取り組んでいるが、全ての小中学校でのフッ化物洗口の実施を進める。 3. 会社、事業所での健康診断に入社時や、年に一度の歯科定期検診などを義務付ける。 4. 介護施設や病院等においては、自分の口から食事をしてよく噛むこと、会話の促進、誤嚥性肺炎防止等のため口腔ケアに取り組む嘱託歯科医を置くようにする。 5. 各保健所や市町村役場に1名以上の歯科衛生士等の配置をお願いしたい。	この条例では、マンパワーの配置については具体的に規定していませんが、健康教室や健康指導の指導者である保健医療関係者、そして介護施設等の福祉関係者の資質の向上は重要ですので、「歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上」を、県の基本的施策として規定しています。 また、「フッ化物洗口等効果的なむし歯予防対策の推進」を、県の基本的施策に規定するとともに、条例第7条第2項において、教育関係者の役割として、家庭と連携して励行することのひとつに「フッ化物洗口」をあげて、未成年者のむし歯及び歯周病の予防に努めることを規定しました。 さらに、条例第8条において、「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者や医療保険者の役割として規定しました。
21	県条例にも、地方公共団体の役割として、定期的に歯科に係る検診を受けること、及び必要に応じて歯科保健指導を受けること等の勧奨、さらに口腔の健康に関する調査及び研究の推進等を、県の基本的施策に明記すべきであると思います。 条例にも法律に準じた記載をする必要があると考えます。	「歯科口腔保健の推進に関する法律」第7条及び第11条において、ご意見の内容が規定されています。これらは法律上の責務として、当然に地方公共団体が取り組まなければならないものです。したがって、この条例では、法律と同一の内容については、規定しませんでした。

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
22	<p>高齢化社会が進むにつれて、要介護、虚弱な高齢者が増加し、施設、高齢者住宅等で生活される方々へ今以上に「歯科保健診査」の充実をさせて欲しいと思います。</p>	<p>「高齢者の口腔機能の維持向上のための施策の推進」を県の基本的施策として規定するとともに、第7条第4項において、高齢者の方の歯と口腔の健康状態に注意し、歯と口腔の健康づくりに努めることを、福祉関係者の役割として規定しました。</p>
23	<p>18才から39才までの人が歯科検診が受けられるようにした方が良いと思います。 障害者の検診も行った方が良いと思います。 色々な歯科保健事業を推進させるためにも、この条例は必要であると思います。</p>	<p>条例の必要性についてご理解をいただき、ありがとうございます。18歳から39歳の勤労世代の方々には、第8条において、「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者や医療保険者の役割として規定しました。また、第7条第4項において、障害を有する方の歯と口腔の健康状態に注意し、歯と口腔の健康づくりに努めることを、福祉関係者の役割として規定しました。</p>
24	<p>メタボ検診のように歯周疾患について検診をし、口腔の健康の増進を図る。</p>	<p>歯科疾患の予防には、定期的な検査が効果的です。検診のメニューに入っていないことが多いと聞いています。まずは、この条例の制定を機に、県民の方々に歯と口腔の健康づくりの大切さを認識していただき、自発的に歯科を受診し、主体的に自らの歯と口腔の健康づくりに取り組んでいただきたいと思います。</p>
25	<p>この条例ができれば、検診やむし歯、歯周病予防等のサービスや行事が幅広いものになると思います。 県民に広く知っていただけるような広報活動をお願いします。</p>	<p>県の基本的施策全体をとおして、ご意見のようなサービスの向上や行事が幅広く行われることがこの条例のねらいです。特に、広報については、基本的施策の筆頭に、「歯と口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供」を規定するとともに、11月8日の「いい歯の日」、11月の「いい歯の月間」を中心として県はPRに努めるよう条例第12条に規定しました。</p>
26	<p>歯科医が歯を抜く原因は40代前半まではう蝕が第1位ですが、40代後半以降は歯周病が逆転して第1位になることは周知の事実です。 よって、歯周病予防が成人の歯の喪失の防止に効果が大いと思われる、その開始時期は40代前半が最も効果的ではないでしょうか。</p>	<p>年代によって、罹患する歯科疾患は変わっていきます。若年層ではう蝕、中高年層では歯周病に罹患する方が多いことはご意見のとおりです。条例では、これをこまやかに規定することは難しいので、大きくひとまとめにして「県民のおし歯対策及び歯周病対策の推進」を、県の基本的施策として規定しました。</p>
27	<p>1. 歯科検診の充実 2. 歯科医療の充実 3. 食生活、食育の充実 4. 口腔の機能向上のための啓蒙活動と機能トレーニング教室の充実 5. 歯科疾患と全身疾患との関連の認識と原因となる歯科疾患の治療コントロール これらを充実させるため、人、モノ、お金、を充実させていくことが重要かと考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、人、モノ、お金は施策を展開していく上で、必要不可欠のものです。「歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保」を県の基本的施策に規定するとともに、第13条に財政上の措置として、「県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」を規定しました。</p>
28	<p>大切な医科との連携を進めて欲しい。 歯科の疾患を放置すると、内科的な病気の進行を進めていくことを、行政側から国民にアピールし、受診をすすめるようにして欲しい。</p>	<p>歯科と医科の連携は大切です。「歯科と医科の連携体制の構築の推進」を、県の基本的施策に規定するとともに、第7条に、保健医療関係者の役割として、「歯科と医科における予防と治療の連携」を規定しました。</p>

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
29	<p>条例の内容は、とても立派だと思います。が、しかし本当に県民の意識向上につながるようにして欲しいです。 特に子どもたちから、わかりやすく色々な知識を身につけさせて下さい。(自然に無理なく)。</p>	<p>子ども達が、成長するにつれて、歯についての正しい知識や予防の方法を身につけていくことは条例の理想とするところです。この条例では、教育関係者の役割を第7条第2項に具体的に規定し、家庭と連携して励行することを求めています。</p>
30	<p>小児期から歯と口の健康づくりが大切だと思いますので、幼稚園、保育園関係者、教育関係者への教育及び保護者への周知が大切だと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、子ども達の歯は、生涯を通しての大切な「宝物」です。この条例では、保護者の役割を第6条に規定し、教育関係者の役割を第7条に規定しました。そして、「市町村、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者との連携体制の構築」を県の基本的施策に規定しています。</p>
31	<p>基本的施策の実施・推進について ① 県は、幼児・児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進に必要な措置を行う。 ② 知事又は教育委員会は、保育所・幼稚園・小学校及び中学校等においてフッ化物洗口が実施される場合、各実施主体に対し、学校保健安全法(昭和33年法律 第56号)第5条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助言を行う。 ③ 無医村(歯科診療所等)地域に対して、歯科保健サービスの維持</p>	<p>「フッ化物洗口等効果的なむし歯予防対策の推進」を、県の基本的施策に規定するとともに、第7条において、教育関係者の役割として、家庭と連携して励行することのひつつに「フッ化物洗口」をあげて、未成年者のむし歯及び歯周病の予防に努めることを規定しました。 また、第3条において、「県内どこでも適切な時期に、必要な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができるよう、環境が整備されること」を、この条例の基本理念として定めています。</p>
32	<p>歯ブラシだけでは、ブラシが届かない所があるので、フロスや歯間ブラシを使うようにしてもらおう。</p>	<p>正しい方法で歯を磨くことは、歯科疾患の予防の基本ですので、用具を工夫して、効果的な歯磨きを行ってください。</p>
33	<p>生活習慣病の代表格である糖尿病と歯周病の関連がよく取り上げられる中、いまひとつ歯科医科の連携はとられていないように思います。</p>	<p>「歯科と医科の連携体制の構築の推進」を、県の基本的施策に規定するとともに、第7条に、保健医療関係者の役割として、「歯科と医科における予防と治療の連携」を規定しました。</p>
34	<p>歯科疾患の予防が健康づくりに役立つことや8020運動をより多くの世代に知ってもらうようにすると思います。</p>	<p>「歯と口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供」と「8020運動の普及啓発及び推進」を、県の基本的施策に規定しました。</p>
35	<p>現在の歯周検診(節目検診)に20才、30才を加える。 保育園児の歯科検診を充実させる。</p>	<p>基本的施策には、節目検診について具体的に規定していませんが、第8条において、「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者や医療保険者の役割として規定しました。 また、福祉関係者、保健医療関係者そして県民の方々の主体的な取組によって、保育園児の歯科疾患の予防や早期発見を図っていくことが重要であると考えています。</p>
36	<p>節目検診の年齢をもっと広げて、20才、25才、30才等5年ごとの検診を進めた方が良いと思います。 若いうちに、歯周病等の予防を始めていけば、40才、50才以降の口腔環境の悪化を防げると思います。</p>	<p>基本的施策には、節目検診について具体的に規定していませんが、第8条において、「定期的に歯科検診を受診させること」を事業者や医療保険者の役割として規定しました。これによって、歯周病や口腔環境の悪化を少しでも防ぐことができると考えています。</p>

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
37	<p>県民の健康の増進を図り、元気で健やかな生活の実現に寄与するためには、県民と直接関わる事が出来る所(各市町村や保健所等に)に歯科医師や歯科衛生士の配置が必要であると考えます。</p>	<p>具体的なマンパワーの確保や配置については、条例に規定していませんが、「歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上」を、県の基本的施策に規定しました。</p>
38	<p>本県においても福祉保健部健康づくり推進課が音頭をとって、「フッ化物洗口推進連絡会」がここ数年開催され、ようやく緒端についたことは真に喜しい。</p> <p>これが実施される場所は教育委員会所管の小学校、中学校が多いことから、県教委をはじめ、地域教育委員会を巻き込み、上記連絡会を共催とし、広範囲の各機関にPRすべきである。</p> <p>現在県実施率は31%位であるが、全県的に実施を義務化すべきである。</p> <p>これにかかる費用も持続性を保つため、予算を増額し、全額公費負担とすべきである。</p>	<p>この条例においては、「フッ化物洗口等効果的なむし歯予防対策の推進」を、県の基本的施策に規定するとともに、第7条において、教育関係者の役割として、家庭と連携して励行することのひとつに「フッ化物洗口」をあげて、未成年者のむし歯及び歯周病の予防に努めることを規定しました。</p> <p>フッ化物洗口の効果的な推進方法や実効性のある推進機関、そして予算編成については、実施機関において具体化するものであること、また、条例で特定の方法を義務化することは、適切ではないとの判断に至りました。これらについては、ご理解を願います。</p>
39	<p>フッ化物配合ジェル(商品名:チェックアップジェル)の支給購入すると高額なので支給してもらえると助かります。</p>	<p>具体的な薬品の支給は条例には規定していませんが、「フッ化物洗口等効果的なむし歯予防対策の推進」を、県の基本的施策に規定しました。</p>

【第10条: 歯と口腔の健康づくりに関する計画の策定】

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
1	<p>※基本計画について 学識経験者の意見を聴き、広く県民等の意見を求める情勢の変化を考え、5年ごとに基本計画を変更する。</p>	<p>歯科保健等の実態調査をおおむね5年ごとに行うことを条例第11条に規定しました。 また、必要に応じて歯と口腔の健康づくりに関する計画の見直しを行うことを条文に規定しました。</p>
2	<p>第二次和歌山県健康増進計画(平成20年3月策定)、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)第13条第2項との関係で、附則に経過措置を設ける必要があるか検討すべきと考える。</p>	<p>いただいたご意見をもとに検討した結果、条例附則第2項に経過措置を規定しました。</p>

【第11条: 歯科保健等の実態調査】

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
1	<p>条例の議案化を進める中では、具体的なマイルストーンもしくは5年後、10年後のゴールを描かれてはいかがかかと思ます。</p> <p>“歯科保健等の実態調査”をある程度先行して進める必要があるかもしれません。現状をベースにゴールとのギャップを埋めていく、具体的な施策の貼り付けが、条例をベースとして進められていくことを期待しています。</p>	<p>いただいたご意見をもとに、条例案検討会で議論を重ねました。そして、歯科保健等の実態調査をおおむね5年ごとに行うことが適切であるという結論になり、条文に規定しました。</p> <p>また、必要に応じて歯と口腔の健康づくりに関する計画の見直しを行うことを条例第10条第2項に規定しました。</p>

【第12条:いい歯の日・いい歯の月間】

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
1	<p>いい歯の日、月間など対策を行っていく中で具体的に考える必要があると思います。 例えば、ハブラシの配布やみがき方のパンフレットなど。</p>	<p>11月8日の「いい歯の日」、11月の「いい歯の月間」については、県民運動として定着するよう、県は普及と啓発に努めるよう条例に規定しました。 ご意見のうち、具体的な施策の実施についての部分は、県の関係部局にお伝えします。</p>
2	<p>歯みがきをちゃんとしようと思えました。11月8日をいい歯の日とするのはうまいと思いました。とにかく歯みがきをします。老後のためにも</p>	<p>6月4日の「むし歯の日」とあわせて、年に2回、歯と口腔の健康に関心を抱いていただく日があることは、有意義なことであると考えています。歯みがきをはじめとして、正しい予防の知識を身につけて、いつまでも健康な歯を守ってください。</p>

【団体のご意見など】

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
1	<p>日本口腔衛生学会は全国の歯科大学(歯学部)の研究・教育者並びに開業されている歯科医師等からなる我が国における歯科保健の基礎と応用の研究と啓発に関する専門団体であります。</p> <p>今般、和歌山県の歯と口腔の健康づくり条例の策定に取り組まれ、パブリックコメントの段階にまで進まれていますことに対するご苦勞に敬意を表します。本年8月2日に「歯科口腔保健法案」が衆議院本会議を通過承認され、同月10日には公布および施行された今、まさに県単位での条例の整備はこの動きに連動した時期を得た健康づくり戦略であります。県単位での口腔保健条例策定は、すでに20道県で施行されており、貴県も県民の歯と口腔の健康づくりに積極的に貢献され、実行されていることは、県民の歯と口腔の健康に非常に重要であります。歯と口腔の健康づくりが可能な時代を迎え、公衆衛生や個人の歯科診療所レベルでこの戦略に参画できることは、歯科医師としての責務であるとともにこの上もない喜びであると言えます。</p> <p>日本口腔衛生士学会は、今回の貴県の国際的な流れを先取りした先駆的な取り組みに賛意を表するとともに、本条例が貴県民の一層の健康増進に寄与することを願い、会を挙げて科学的ならびに技術的ご支援の提案をさせていただきます。</p>	<p>条例の趣旨に深いご理解をいただき、また基本理念にご賛同いただき、ありがとうございます。また、条例の策定について大変励みになるご意見をいただきましたことに、深く感謝いたします。</p> <p>いただいたご意見をはじめ、県民意見募集でいただいたご意見を反映させた条例案について、条例案検討会での議論・検討を重ねました。</p> <p>そして、平成23年12月、和歌山県議会12月定例会で、条例議案の議員提案を行い、全会一致で可決いたしました。</p> <p>おかげさまで、和歌山県では7番目の政策条例である「和歌山県民の歯と口腔の健康づくり条例」が来る平成24年4月1日から施行されることになりました。</p> <p>ご意見にもありますように、県民意見募集中に「歯科口腔保健法」が制定されました。この法律のもとで、条例の目的である、県民の歯と口腔の健康づくりによる県民の健康の増進及び元気で健やかな生活の実現を、着実かつ効果的に実現させていかなければならないと考えております。</p> <p>口腔衛生学の専門家である皆様のご支援によって、この条例の理念を実現していくことができると考えております。</p>
2	<p>和歌山県保険医協会は、1977年10月に「県民の健康と医療の向上をはかる」とともに、その保障となる健康保険を取り扱う医師達「保険医」の生活と権利を守ることを目的に設立され、現在、県下の医師・歯科医師820余人が加入しています。</p> <p>8月11日に開催された当会理事会で、「和歌山県歯と口腔の健康づくり条例(仮称)のあらまし」について議論しました。簡単ですが、下記の意見を述べさせていただきます。</p> <p>“歯と口腔の健康づくりの施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康増進を図る”という目的と“子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことにかんがみ、すべての県民が生涯を通じて、自ら主体的に歯と口の健康づくりに取り組むとともに、住み慣れた地域において、必要な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができるよう、環境を整備していくことを基本理念賛同いたします。</p> <p>専門家の団体として、科学的根拠のある効果的なおし歯予防対策(フッ化物洗口や健全な食生活習慣の指導など)や成人期における歯周病対策の推進、高齢者の口腔機能の維持向上のために、医科・歯科が連携して、当会も活動して行く所存です。今年もイイハの日の近く「歯周病と糖尿病の関連」をテーマに市民向けに講演会を企画中です。</p> <p>今回の「歯と口腔の健康づくり条例」を契機に、より一層、行政と各種関係者が連携・協力して、県民健康づくり策が具体化されることも要請いたします。</p>	<p>条例の基本理念にご賛同いただき、ありがとうございます。また、理事会で議論していただき、ご意見をいただきましたことに、深く感謝いたします。</p> <p>第1条では目的として、「県民の歯と口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県の責務並びに県民、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、事業者及び医療保険者の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の健康の増進及び元気で健やかな生活の実現に寄与すること」を、第3条では基本理念として、「歯と口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長には必要不可欠のものであり、また、糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防等県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことに鑑み、全ての県民が生涯を通じて、自ら主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、県内どこでも適切な時期に、必要な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができるよう、環境が整備されること」を、第4条では県の責務として、「県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、本県の特性に応じた歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、市町村、県民、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、事業者及び医療保険者との適切な役割分担のもとに、連携して当該施策を実施する責務を有する。」という内容を規定しました。</p> <p>医療の専門家である皆様をはじめとする関係者との連携によって、この条例の理念を実現していくことができると考えております。</p>

No.	ご意見	ご意見についてのお返事
3	<p>私が所属する和歌山県歯科衛生士会では、講習衛生に関する事業として、セルフケア法を指導し、セルフケア行動の定着を支援し、歯・口の機能の維持向上を図ることを目的とし、年に1回県民公開講座「いい歯いきいきフェア」を開催し、口腔機能・口腔衛生普及向上に努めております。また、何年か前から高齢者の介護予防の支援に関する事業を、県との取り組みで、活用させていただいております。</p> <p>(注 会でなく、個人名でいただいたご意見です。)</p>	<p>歯科保健の推進について平素からの熱心なお取組、ありがとうございます。また、ご意見をいただきましたことに、深く感謝いたします。</p> <p>この条例では、保健医療関係者をはじめとする皆さんと行政との連携を重視しており、連携のもとでの施策の実施によって、条例の理念を実現していくことができると考えております。</p>
4	<p>歯と口の健康づくりにとって、口腔ケアが大変重要です。</p> <p>和歌山口腔ケア&摂食・嚥下研究会(http://wakayama-enge.com/index.html)の会員は専門職を対象としており、病院、施設、開業医に勤務する多職種:医師、歯科医師、看護師、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、ケアマネージャー、介護士が集まり、平成18年より活動しており、現在会員数は326名です。</p> <p>私ども和歌山口腔ケア&摂食・嚥下研究会は開設5年を機に特定非営利活動法人(NPO)として申請中です。</p>	<p>口腔ケアの推進について、たくさんの職種の方が集まって、熱心なお取組をいただき、ありがとうございます。また、ご意見をいただきましたことに、深く感謝いたします。</p> <p>この条例では、保健医療関係者をはじめとする関係者の皆さんと行政との連携や県民の方々の主体的な取組を重視しており、関係者の方々との連携のもとで施策を実施することによって、条例の理念を実現していくことができると考えております。</p>